

第4回札幌市公金保全対策会議 概要

日時：平成15年3月31日(月)10:30~11:40
場所：市役所本庁舎18階 第四常任委員会会議室

1 報告事項

【事務局報告】

平成14年12月に預金保険法が改正され、全面解禁の2年延期と決済用預金の創設が決定した。

歳計現金については資金管理方針に基づき余剰資金の縮減に努めてきた。具体的には、現先取引や定期預金並みの利率を得られる特約付き普通預金による運用を平成14年7月中旬から行なっている。

平成13年度と平成14年度の状況を7月から2月までで比較してみると、平均残高を142億円(平成13年度)から67億円(平成14年度)へ大幅に減少することができた。

基金については、資金管理方針に基づき、債券運用への変更を行った。

制度融資の預託金については、平成14年度は、資金管理方針に基づき制度融資の預託金を定期預金から普通預金に切り替えた。また、適正な預託残高の管理を行うことで余剰資金の縮減に努めてきた。10月には初めて年度途中での預託金の引き揚げを実施し(中小企業振興資金のみ)、14金融機関(地銀3, 信金8, 信組3)から融資実績に応じて合計28億円の預託金引き揚げを行った。

相殺のための地方債借入については、現在まで、21金融機関から合計30,088百万円(平成15年1月の借入後)となり、今後も順次借入額を増やしていく予定。

平成17年4月以降、決済用預金の活用が見込まれている歳計現金等を除いた預金(すなわち制度融資の預託金のみ)に対する未保全額は約263億円となる。

なお、平成15年度はいずれの資金も決済性預金で、全額保全される状態になっている。

預託金額より証書借入額が大きくなる場合もあるが、この差額については、例えば定期預金運用を行う枠として活用することも検討中である。

金融機関の平成14年度中間決算の状況をまとめている。新たな項目として、預証率及び国債保有率を加えた。

2 検討事項

【事務局説明】

(1) 当面の保全策及び今後の予定

歳計現金等について

ア 歳計現金等については、平成17年4月以降は決済用預金を活用することを前提としたいと考えている。したがって、相殺のために証書借入等の債務の確保を行う必要はなくなった。

ただし、現状では、収入役口座等の歳計現金等については有利子になっているが、決済用預金活用にあたってはこれが無利子になってしまう。一方、収納代理金融機関等の収納途上の公金については現状でも無利子であることから、平成17年4月以降に決済用預金を活用したとしても利子の有無の面では変わりはない。

イ 決済用預金については、金融機関のすべてが導入するかが未定であり、また、口座維持手数料等のコストがかかる可能性もあることから、全面解禁前の平成 16 年度には、決済用預金の活用の可否について再度検討する必要がある。

ウ 決済用預金は無利子であることから、歳計現金等においても、余剰資金の運用面では、繰替運用・債券運用・保全可能な預金の活用等を行い、利子を得る必要がある。

制度融資の預託金について

ア 制度融資の預託金については、

a) 預託金の性格上、決済用預金の活用の可否が不透明であること。

b) 預託金については、金額も多額であり、現在も有利子になっているものであること。

から、無利子の決済用預金の活用は好ましくないという判断になれば、相殺により保全を行うことが必要となる。したがって、平成 16 年度もこれまでに引き続き証書借入を行っていく必要がある。

イ 全面解禁以降、決済用預金を活用する場合もあることから、解禁前の平成 16 年度には決済用預金活用の可否を調査する必要がある。

ウ 証書借入の額は、制度融資の預託金のみを相殺による保全対象とした場合、未保全額は約 263 億円であることから、平成 15 年度、平成 16 年度の各々には約 150 億円の借入を行う必要がある。

エ 仮に平成 16 年度中に制度融資の預託金の全額に見合う額の証書借入を行うことができた場合、平成 17 年度から定期預金での預託を行うことが可能となる。したがって、証書借入の進捗状況によっては、平成 17 年度の預金種目を 16 年度に決定する必要がある。

基金について

基金の現金については、ア) 一般会計や企業会計への繰替運用、イ) 長期債や短期債での債券運用、ウ) 特約付普通預金等の保全可能な預金の活用により保全を行っているところであるが、平成 15 年度以降においても同様に保全・運用を行っていくこととなる。

(2) 危機管理フロー及び庁内連絡体制の整備

預金保険法の一部改正が行われるまでは、平成 15 年 4 月に全面解禁の予定であったことから、証書借入等により預金を全額保全ができない可能性が高かったため、事前の金融機関の選別基準を設ける方向で考えていたが、全面解禁の 2 年延期と決済用預金の導入によって、平成 17 年度までには保全できる見通しがたったことから、選別基準を設ける必要性が低下した。

このような状況を踏まえた危機管理フロー及び庁内連絡体制の整備を行う。

【委員意見等】

金融機関の経営状況を見る場合、国債の保有率が低いから株式で保有しているとは限らず、国債以外の長期債（債券）を持っている場合もある。したがって、預証率中の国債保有率が低いからといって国債価格暴落の影響を受けない訳ではないことに留意していただきたい。

預証率全体で見ておく必要があると思われる。

以 上